

件 名	ユネスコ「アジア太平洋無形文化遺産研究センター」の堺市開設に関する協定書の締結について
経過・現状 政策課題	■経過 ○平成 22 年 8 月 無形文化遺産研究センターの日本国設立に関して日本国政府とユネスコ間で協定締結 ○平成 22 年 10 月 12 日 堺市でのセンター開設を要請する文書を機構に提出 ○平成 22 年 10 月 27 日 堺市でのセンター開設に関する基本合意書を締結 ■センターの概要 【設置目的】 アジア太平洋地域における無形文化遺産を保護するためのさまざまな調査研究を行う 【事業内容】 無形文化遺産保護の調査研究活動、途上国への技術的支援、国際セミナー・ワークショップの開催、アジア太平洋地域諸国の若手研究者の調査研究活動への支援など
対応方針 今後の取組 (案)	■協定書の締結日 ○平成 23 年 3 月 29 日 ■協定書の内容 ○名 称：「アジア太平洋無形文化遺産研究センター」 ○開設場所：堺市博物館（堺市堺区百舌鳥夕雲町 2 丁 大仙公園内）内 ○開設時期：平成 23 年 10 月 ○事務所施設の使用、維持管理に係る経費 ・堺市は、堺市博物館の一部（244.67 m²）を無償貸与 ・機構は、電気、電話使用料などのランニングコストを負担 ・堺市は、事務所施設の維持管理に係る経費を負担 ○事務所備品の貸与 - 堺市は、執務用机、椅子、ロッカーなどの備品を無償貸与 ○業務、事業協力 ・堺市は、センターと連携して無形文化遺産の保護・継承や国際的な文化交流を推進する事業等を実施するための担当職員を配置 ・担当職員は、センターの業務に協力するものとする（応嘱） ・機構は、堺市がセンターと連携して無形文化遺産の保護・継承や国際的な文化交流を推進する事業等が実施できるよう協力する ○有効期間：効力を生じた日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。 ■今後の取組 ○平成 23 年 4 月～9 月：開設準備 ○平成 23 年 10 月：開設
効果の想定	○市民が多彩な文化に触れ交流できる機会や場の提供や新たな文化の創造 ○本市の歴史文化資源を活かしたまちづくりを国内外に発信 ○歴史的につながりの深いアジアをはじめとする国際的な文化交流の推進 ○ユネスコや日本国政府と連携した地方自治体としての国際協力・貢献
関係局との 政策連携	産業振興局、教育委員会事務局

**国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)の賛助する
アジア太平洋地域における無形文化遺産のための
国際調査研究センターの開設に関する協定書**

独立行政法人国立文化財機構（以下「甲」という。）と堺市（以下「乙」という。）は、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の賛助するアジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センター（以下「センター」という。）の日本国における設立に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との協定及び甲と乙のセンターの開設に関する基本合意書に基づき、次のとおり協定書を締結する。

この協定書は、正本２通を作成し、甲、乙が署名の上、それぞれ１通を保有するものとする。

平成２３年（２０１１年）３月２９日

甲 東京都台東区上野公園１３番９号 乙 大阪府堺市堺区南瓦町３番１号

独立行政法人国立文化財機構

堺 市

代表者 理事長 佐々木 丞平

代表者 堺市長 竹山 修身

第1章 総則

(目 的)

第1条 この協定書は、甲が堺市内に開設するセンターに関する甲と乙との間の協力について定めることを目的とする。

(センターの名称等)

第2条 センターは、「アジア太平洋無形文化遺産研究センター」と称し、甲の不可分の一部を構成する新たな機関とする。

(開設場所)

第3条 センターは、堺市博物館（堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁 大仙公園内）内に開設する。

(開設時期)

第4条 センターは、平成23年（2011年）10月に開設する。

(協力形態の概要)

第5条 甲と乙の協力形態は、以下のとおりとする。

- (1) 第2章に述べる事務所施設の使用
- (2) 第3章に述べる事務所備品の貸与
- (3) 第4章に述べる業務協力及び事業協力

第2章 事務所施設の使用

(事務所施設の使用)

第6条 乙は、堺市博物館の一部（244.67平方メートル、別添図面に示す部分）について、センターの事務所としての使用を認める。ただし、使用料は免除する。

(事務所施設の使用に伴う費用の負担)

第7条 甲は、前条の事務所施設の使用に係る費用のうち、別表1に掲げるものを負担するものとする。

(事務所施設の維持管理に係る費用の負担)

第8条 乙は、第6条の事務所施設の維持管理に係る費用について負担するものとする。

第3章 事務所備品の貸与

(事務所備品の無償貸与)

第9条 乙は、センターを開設するにあたり、別表2に掲げる備品を甲に無償で貸与する。

(事務所備品使用上の義務)

第10条 甲は、善良な管理者の注意をもってその貸与を受けた事務所備品（以下「貸与備品」という。）を使用しなければならない。

2 甲は、貸与備品の使用により生じた損害については、乙にその賠償を請求することができない。

3 甲は、貸与備品を乙の承認を得ないで、第三者に譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

4 甲は、貸与備品の使用を終了又は前項の規定に違反したときは、貸与備品を直ちに乙に返還しなければならない。ただし、乙が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(事務所備品の修繕費)

第11条 天災、経年劣化その他甲の責めに帰することができない事由により貸与備品が損傷し、又は汚損した場合において、その修繕に要する費用は、乙が負担する。この場合において、甲は、速やかに乙に連絡し、修繕の内容について協議しなければならない。

第4章 業務協力及び事業協力

(業務協力)

第12条 乙は、センターと連携して無形文化遺産の保護・継承や国際的な文化交流を推進する事業等を実施するための担当職員（以下「担当職員」という。）を配置する。

2 担当職員は、センターの業務に協力するものとする。

3 担当職員は、甲の身分を有せず、乙の職員としての身分を有する。

4 担当職員の人件費は、乙の関係規定の定めるところにより乙が負担する。

(事業協力)

第13条 甲は、乙がセンターと連携して無形文化遺産の保護・継承や国際的な文化交流を推進する事業等が実施できるよう協力する。

第5章 補則

(停止条件)

第14条 この協定書に規定する事項に関しては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条の規定に基づく総務大臣の同意及び甲のセンター開設を含む中期計画の文部科学大臣の認可をもって、効力を生じるものとする。

(協定書の有効期間)

第15条 この協定書の有効期間は、前条の規定に基づき効力を生じた日から平成28年（2016年）3月31日までとする。

2 有効期間後の更新については、甲と乙で協議する。

(協議)

第16条 この協定書について疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

別表 1

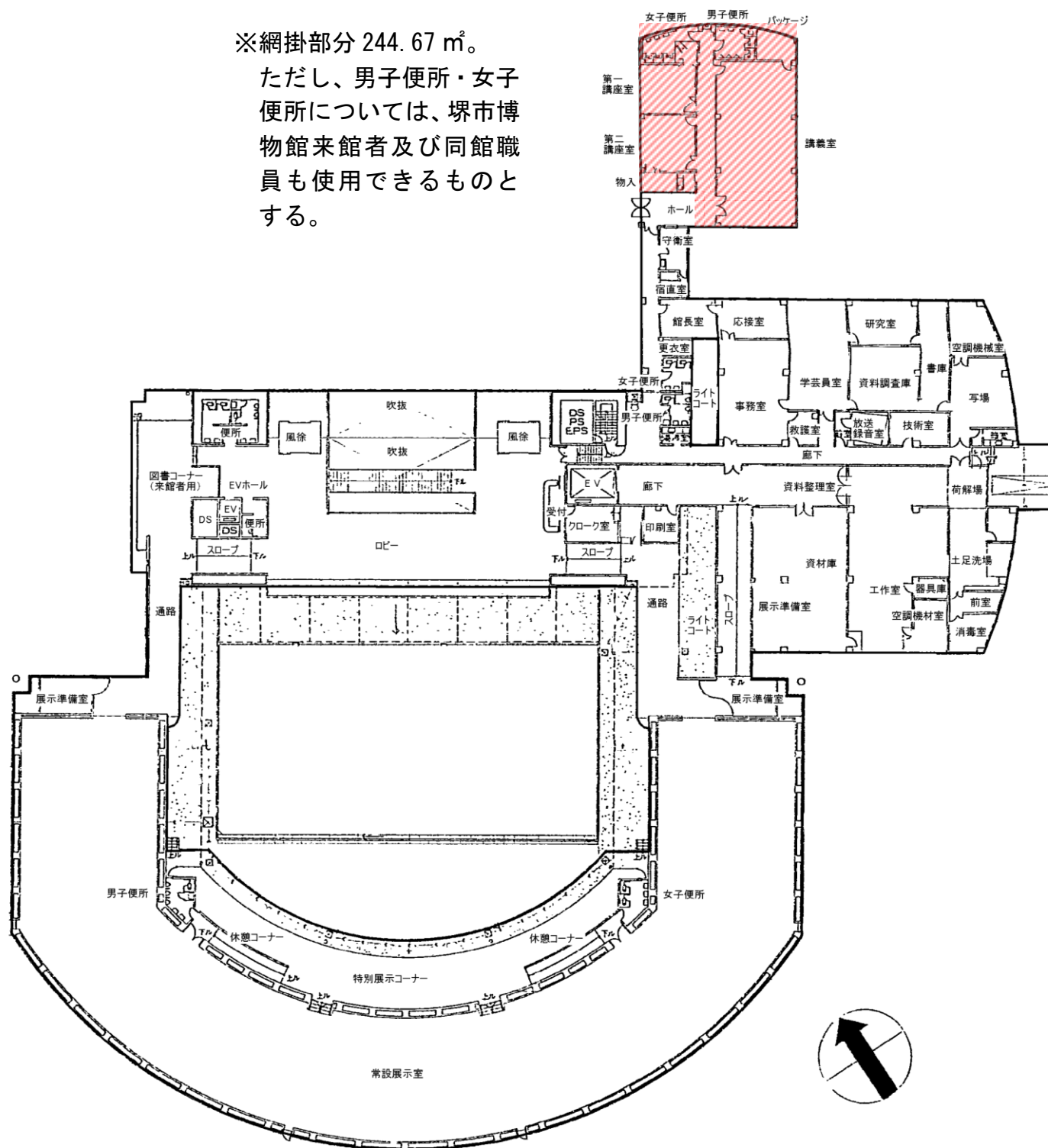
事務所施設の使用に伴う費用
電気使用料
インターネット接続料
電話使用料
電話設備保守点検委託料
テレビ受信料

別表 2

事務所備品
執務用机
執務用椅子
書棚
文書等収納保管庫
応接家具
会議用テーブル
会議用椅子
収蔵用ラック
更衣ロッカー
耐火用金庫
冷蔵庫
液晶テレビ

※網掛部分 244.67 m²。

ただし、男子便所・女子便所については、堺市博物館来館者及び同館職員も使用できるものとする。



一階平面図